

6 地域密着型サービス事業者の人員基準に係る研修等について

地域密着型サービス事業者の指定基準に係る研修について

● 指定申請時に修了していることを要件とする研修一覧
(なお、指定後に下表の者を変更する場合、指定申請時と同様に新代表者等は表中の研修を修了している必要があります。)

	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護
代表者	「認知症対応型サービス事業開設者研修」			
管理者	「実践者研修」又は「基礎課程」			
	「認知症対応型サービス事業管理者研修」			
計画作成担当者	「実践者研修」又は「基礎課程」			
	「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」			

※本表についての詳細及びみなし措置については、平成24年3月16日付通知を参照してください。

「認知症対応型サービス事業管理者研修」や「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を受講する場合、「認知症介護実践者研修」の修了が要件となりますので、ご注意ください。
【参考】「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について
(平成18年3月31日付け厚生労働省令第0331006号、老振第0331006号、老令第0331019号通知)

<研修の申込みにあたっての注意>

- ・指定基準等において受講が義務づけられている研修や短期利用型認知症対応型共同生活介護を実施する場合に必要な研修などがありますので、退職・病休・産休等で代わりの従業員がいらないことにより、基準を満たさないことにならないよう計画的に受講をしてください。
- ・研修が修了できないことにならないよう、事業所において受講者の勤務体制等での配慮をお願いします。また、やむを得ない事情を除き、無断欠席等により研修が修了できない場合には、該当者については、該当者について以後の研修申込を断る場合があります。

<代表者交代時の開設者研修の取扱いについて> (平成30年度 介護報酬改定による変更点)

- ・代表者の変更の届出を行う場合には、代表交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日まで「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えありません。

令和6年度 京都府認知症介護実践者等養成研修 実施計画

1. 各研修の概要

研修名	開催時期(※1)	開催場所(※1)	募集時期	受講申込みにあたっての留意事項
1 認知症介護基礎研修	令和6年4月1日～令和7年3月31日	オンラインシステム	随時	申込手続きや受講要件の詳細は下記リンクからご確認ください。 【京都府ホームページ】 https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/nimtisyoukaigokisoken-syuu.html
2 認知症介護実践者研修 (5日間)	1回目 令和6年6月4、5、18、19日、 8月26日	オンライン研修(Zoom)※2	令和6年4月1日～4月23日	—
	2回目 令和6年7月30、31、8月21、22日、 10月29日	綾都市ものづくり交流館(集合研修)	令和6年4月22日～5月30日	
	3回目 令和6年11月26、27、12月12、13 日、令和7年2月23日	ハートピア京都(集合研修)	令和6年8月13日～9月27日	
3 認知症介護実践リーダー研修 (6日間)	令和6年9月4、5日、 10月8、9、10日、 12月17日	ハートピア京都(集合研修)	令和6年5月27日～7月9日	2を修了後、1年以上経過していることが必要
4 認知症対応型サービス事業開設者研修	令和6年11月19日	ハートピア京都(集合研修)	令和6年8月中旬	—
5 認知症対応型サービス事業管理者研修 (2日間)	令和7年1月22日 令和7年1月23日	ハートピア京都(集合研修)	令和6年10月上旬	2の修了が必要
6 小規模多機能型サービス等計画作成担当者 研修(2日間)	令和7年2月12日 令和7年2月13日	ハートピア京都(集合研修)	令和6年11月上旬	2の修了が必要

※1 各研修の開催時期、開催場所は変更になる場合がありますので、募集案内時に必ずご確認ください。

※2 認知症介護実践者研修第1回目最終日の令和6年8月26日は京都市内で開催予定です。詳細は募集要項をご確認ください。

2. その他注意事項

- ・ 地域密着型サービス事業所の指定及び代表者、管理者、計画作成担当者の変更の場合、4・5・6の研修の修了が要件となりますので、該当する事業所(開設予定を含む。)は受講にご留意ください。(該当事業所は、前もって市町村と密に連絡等をとってください。)
- ・ 短期利用型認知症対応型共同生活介護を実施する場合、3の研修修了者の配置が必要であることから、該当する事業所(開設予定を含む。)は受講にご留意ください。(該当事業所は、前もって市町村と密に連絡等をとってください。)
- ・ 京都市内の事業所は、京都市にお問い合わせください。



老高発0316第2号
老振発0316第2号
老老発0316第6号
平成24年3月16日

各都道府県介護保険主幹部（局）長殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

振 興 課 長

老人保健課長

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号。以下「基準」という。）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「予防基準」という。）において、指定認知症対応型通所介護事業者（指定介護予防認知症対応型通所介護事業者を含む。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を含む。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者を含む。以下同じ。）及び指定複合型サービス事業者の管理者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定複合型サービス事業者の計画作成担当者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定複合型サービス事業者の代表者が修了することとした別に厚生労働大臣が定める研修については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」（平成二十四年厚生労働省告示第百十三号。以下「第百十三号告示」という。）に規定しているところであるが、第百十三号告示の具体的な内容については下記のとおりであ

るので通知するとともに、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知をもって「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について」（平成十八年三月三十一日老計発〇三三一〇〇六号・老振発〇三三一〇〇六号・老老発〇三三一〇〇六号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）は廃止するが、基準附則第二条から第五条まで及び予防基準附則第二条から第六条までにおいて規定された経過措置は従前のとおりであることを念のため申し添える。

記

1 管理者（第百十三号告示第二号及び第六号）

(1) 研修

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所を管理、運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修は、次のとおりである。

「認知症対応型サービス事業管理者研修」

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成十八年三月三十一日老発第〇三三一〇一〇号厚生労働省老健局長通知。以下「十八年局長通知」という。）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成十八年三月三十一日老計発第〇三三一〇〇七号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「十八年課長通知」という。）に基づき、各都道府県及び指定都市において実施される研修をいう。

(2) 経過措置

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十号。以下「省令」という。）附則第三条及び第五条において規定された経過措置は、次のとおりである。

ア 平成二十五年三月三十一日までの間に開設するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、本体事業所が指定複合型サービス事業所であるものの管理者（本体事業所の管理者をもって充てる場合に限る。）については、平成二十五年三月三十一日までに前記研修を修了していればよい。

イ 平成二十五年三月三十一日までの間に開設する指定複合型サービス事業所の管理者については、平成二十五年三月三十一日までに、前記研修を修了していればよい。

(3) みなし措置

指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者並びに指定複合型サービス事業者の管理者については、(1)及び(2)にかかわらず、下記のア及びイの研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。

なお、指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、既に義務付けられていた研修を修了していることを要するものである。

ア 平成十八年三月三十一日までに、2の(1)の②のア又はイの研修を修了した者であって、平成十八年三月三十一日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者。

イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、前記アの他、以下の研修を修了した者。

・認知症高齢者グループホーム管理者研修

「認知症介護研修等事業の実施について」（平成十七年五月十三日老発第〇五一三〇〇一号厚生労働省老健局長通知。以下「十七年局長通知」という。）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成十七年五月十三日老計発第〇五一三〇〇一号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「十七年課長通知」という。）に基づき実施されたものをいう。

2 計画作成担当者（第百十三号告示第三号、第五号、第七号及び第九号）

(1) 研修

① 指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定複合型サービス事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を修得させるための研修は、次のとおりである。

「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」

都道府県及び指定都市において、十八年局長通知及び十八年課長通知に基づき実施される研修をいう。

② 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた認知症対応型共同生活介護計画を作成するために必要な認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得させるための研修は、次のとおりである。

「実践者研修」又は「基礎課程」

都道府県及び市町村において、十八年局長通知及び十八年課長通知に基づき実施される実践者研修若しくは下記の通知に基づき実施された各研修をいう。

ア 実践者研修

都道府県及び指定都市において、十七年局長通知及び十七年課長通知に基づき実施されたものをいう。

イ 基礎課程

「痴呆介護研修事業の実施について」（平成十二年九月五日老発第六二三号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「十二年局長通知」という。）及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成十二年十月二十五日老計第四十三号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「十二年課長通知」という。）に基づき実施されたものをいう。

(2) 経過措置

省令附則第三条及び第五条において規定された経過措置は、次のとおりである。

- ア 平成二十五年三月三十一日までの間に開設するサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者（介護支援専門員を置く場合を除く。）については、平成二十五年三月三十一日までに前記(1)の①の研修を修了していればよい。
- イ 平成二十五年三月三十一日までの間に開設する複合型サービス事業所の計画作成担当者については、平成二十五年三月三十一日までに前記(1)の①の研修を修了していればよい。

3 代表者（第百十三号告示第四号及び第八号）

(1) 研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修は、次のとおりである。

「認知症対応型サービス事業開設者研修」

都道府県及び指定都市において、十八年局長通知及び十八年課長通知に基づき実施される研修をいう。

(2) 経過措置

省令附則第三条及び第五条において規定された経過措置は、次のとおりである。

平成二十五年三月三十一日までの間に開設するサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（本体事業所が指定複合型サービス事業所であるものに限る。）又は複合型サービス事業所の代表者については、平成二十五年三月三十一日までに前記研修を修了していればよい。

(3) みなし措置

(1)及び(2)にかかわらず、下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。

ア 実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修

都道府県及び指定都市において、十七年局長通知及び十七年課長通知に基づき実施されたものをいう。

イ 基礎課程又は専門課程

都道府県及び指定都市において、十二年局長通知及び十二年課長通知に基づき実施されたものをいう。

ウ 認知症介護指導者研修

都道府県及び指定都市において、十二年局長通知及び十二年課長通知並びに十七年局長通知及び十七年課長通知に基づき実施されたものをいう。

エ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修

都道府県及び指定都市において、「介護予防・地域支え合い事業の実施について」（平成十三年五月二十五日老発第二一三号厚生労働省老健局長通知）に基づき実施されたものをいう。

令和6年度「宇治市福祉人材研修事業」実施計画

	内容	研修目的	講師	日程	会場
	『研修』を楽しむための研修 1 研修の有効な活用による キャリアアップと組織活性化について学ぼう！	あなたは『研修』を楽しめていますか？ 職員それぞれに、働く意味や目的、職場での立場があり、『研修』を受けキャリアアップするタイミングがあります。 事業者にとっては、従業員の研修機会を確保することは義務であり、組織を強くするタイミングがあります。 このタイミングを、『好機』に転換する方法を学んだことがありますか？ 今回は、研修を上手に活用して、管理職・組織だけが考えるものではない、現場で勤務する『あなた自身』の立場から研修を有効的に活用する方法について、多くの事業所支援に携わってこられた講師から学べます。 この先も続く、あなた自身のキャリアアップ、組織力の強化、業務の効率化や就業者の定着など、働く私たちにとっての魅力的な職場作りの第一歩を、一緒に学んでみましょう！	(一社) 愛生会 介護老人保健施設 おおやけの里 管理部部长 辻 智典氏	6月20日(木) 13:30～16:30	宇治市 生涯学習センター 第2ホール
	生活困窮者支援に関する研修 2 福祉サービス利用援助事業、 くらしの資金貸付事業について 生活保護制度について 生活困窮者自立支援制度について	生活保護制度について 生活困窮者自立支援制度と実例について 福祉サービス利用援助事業、くらしの資金貸付事業について 介護保険制度に携わる介護保険事業者の皆さんは、日々の生活に困窮している方、今後困窮することが予測される方に対峙することが多い職種です。 令和6年の介護保険報酬改定において、居宅介護支援事業者が算定することができる『特定事業所加算』算定要件に、【家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者支援に関する事例検討会、研修等に参加していること】という要件が新たに追加されたこともその要因の一つだと考えられます。 それも踏まえて、宇治市内で生活困窮者支援を実践している市役所担当課、社会福祉協議会の担当者を迎えて、『制度』や『事業』の概要を学び、介護専門職が明日から使える実践的な活用方法や取次ぎ手順について学ぶ機会を企画しました。 この機会に、生活困窮者支援を初歩から一緒に学びなおしてみませんか？	宇治市役所 生活支援課 主任 米光 翔司氏 宇治市役所 地域福祉課 主任 島川 誠也氏 宇治市社会福祉協議会 地域福祉課長 北岡 克也氏	7月23日(火) 13:30～16:30	宇治市 生涯学習センター 第2ホール
	カスタマーハラスメント対策 実務セミナー 3 ヘビークレームへの対応	施設入所者及び在宅サービス利用者本人またはその関係者の中には、一方的な思い込みから事業者として許容し難い要求をしてくる人がいます。そのような要求を管理者が受け入れてしまうと、介護職員の業務負担が加重となり、職員の離職につながることも少なくありません。 ほんの一部の人からの理不尽で執拗な要求(ヘビークレーム)によって、施設職員が疲弊し業務に支障が出ていることはありませんか？ なぜ、その人はこのような社会常識を逸脱した要求を突き付け、介護職員に対してハラスメントまがいの行為をするのでしょうか？ また、事業者はなぜこのような理不尽な要求を毅然とした態度で拒否できないのでしょうか？ 本講座では、ヘビークレームから職員を守り、正常な業務運営を維持するための対応策を伝授いたします。介護保険関連法規において明確にサービスの提供拒否について規制されているところではありますが、正当かつ慎重な対応は、適切な提供拒否の根拠となり得ます。 現場で頑張っている職員が、利用者に気持ちよく笑顔でサービス提供ができるよう、管理者・責任者が職員を守る体制の構築を提案いたします。	株式会社 安全な介護 代表取締役 山田 滋氏 (あいおいニッセイ同和損保専任アドバイザー)	8月29日(木) 13:30～16:30	宇治市 産業会館 1階 多目的ホール
	介護技術スキルUP研修 4 お互いに負担が少ない介護技術を学ぼう！	令和5年9月に来宇頂いた神内先生に再登壇頂き、今年も実習を中心に、良く起こるし、どうしたものか？と都度考えてしまう事例などを事前アンケートで収集し、できる限り多くの事例について、先生に会場で『身近にあるもので』『介護される側、受ける側双方に負担が少ない』対応策を実演頂き、その場で参加者もとにかくやってみる実践型の研修を企画しました。 会場に福祉用具設置協力の協力を得た事業所の方から、最新の福祉用具機器の紹介もして頂き、身体に負担の少ない介助が可能になる福祉用具についても学びます。 なお、当日生じた疑問や質問をその場で共有し、できるだけ先生から回答できるように努める進行を心掛けて参ります。 新人さんもベテランさんも、介護職も相談職も、翌日から即実践、アドバイスに活用できる技術・知識と一緒に学んでみましょう！	(福) 京都福祉サービス協会人材開発部 理学療法士 神内 昭次 氏 (福祉用具協力) はなまるレンタルサービス 北吉 智弘 氏	9月18日(水) 13:30～16:30	宇治市 生涯学習センター 第1ホール
	リスクマネジメント研修 5 介護保険事業所にも起こり得る、 災害対応と今後のBCPにつ考えよう！	今回、平成26年の広島県で豪雨災害が発生した当時、現地でケアマネジャーとして従事されていた講師から、被災直後の状況、その支援実態、その後の業務改善や作成されたBCPなどについてお話いただきます。 加えて、広島県介護支援専門員協会理事である講師から、市域で被災した介護施設の災害復興支援などをうかがいます。 災害は、『いつ起こるかわからない』、ではなくなってきた近年、『起こり得る災害』に対して私たちがどのように意識を持ち、事業所としての日頃の備えを要し、専門職であり、一市民としての有事の行動について、具体的に考えられるよう一緒に学んでみましょう！	(一社) 広島県介護支援専門員協会 常任理事 久保田 竜二 氏	10月25日(金) 13:30～16:30	宇治市 生涯学習センター 第2ホール
	介護医療連携研修 6 介護医療連携(ACP)について学ぼう！ 介護職に認められている医療行為について 確認しよう！	宇治久世医師会の医師から、看取りにおける状態変化の過程や、それぞれに求められる役割と多職種連携、『わたしの想いシート』の聴き取りのポイントと活用について今一度確認します。 また、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条において、『医行為』に関するガイドラインが示されています。 令和4年12月1日には、その解釈に(その2)として事務連絡が発出されました。介護職においては、そこに記載のないものは実施してはいけないことを今一度学びます。 在宅・施設に関わらず、利用者家族へも寄り添える支援について、説明力や知識の引き出しと一緒に整理して、増やしていきませんか？	まつだ在宅クリニック 医師 松田 かがみ 氏 合同会社 傍楽 訪問看護ステーション月 管理者 山根 絹 氏	11月14日(木) 13:30～16:30	宇治市 生涯学習センター 第2ホール
	ケアプラン作成スキルUP研修 7 介護予防計画書作成について学ぼう！	令和3年以来の介護予防計画書の作成についての研修です！ 介護予防支援における『自立支援』について、介護を予防する視点、介護からの卒業などの視点、重度化防止・自立支援の視点について、令和2年にご講義いただいた、井上基先生からその後の動向を踏まえた、『介護予防支援』について教えて頂きます。 適切なケアマネジメントで求められる、介護予防支援について今一度学びを深めてみましょう！	(公益社団法人) 京都府介護支援専門員会 (医) 三幸会 生活サポートセンター 主任ケアマネジャー 井上 基氏	12月24日(火) 13:30～16:30	宇治市役所 8階大会議室
	『働くこと』を考える研修 8 『社会人基礎力』を学んで、 人財としての『私』と職場の成長を考える研修	あなたはどのような働き方や・意識・職場で働きたいですか？ 2006年経済産業省が『職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎力』として、『社会人基礎力』という提唱を行いました。 この『職場や～ 基礎力』に定めた12の能力要素のうち、 前に踏み出す力、 考え抜く力、 チームで働く力、の3つの能力から構成されるのが、『社会人基礎力』だそうです。 まず、『社会人基礎力』の3つの能力について学び、その能力を発揮するために、自己を認識『リフレクション(振り返り)』して、目的、学び、統合のバランスを図る技術を学ぶことは、人財自らがキャリアを切りひらいていく上で必要と位置づけられています。 あなたの考える『人財育成』や、より良い職場づくりについて、知識と一緒に学び、経験豊富な講師から、その実践しているノウハウを拝聴して、明日からの業務に活かしていきませんか？	京都医健専門学校 理学療法士・介護支援専門員・呼吸療法認定士 理学療法学科 学科長 東 隆史 氏	1月20日(月) 13:30～16:30	宇治市役所 8階大会議室
	事例発表 『医療ニーズが高い利用者を支援した事例』 9 通院等乗降介助の実践事例 医療ニーズが高い利用者への 訪問入浴での実践事例 たん吸引・注入食などの医行為の 訪問介護での実践事例	今年度は、『医療ニーズが高い、利用者を支援した事例』について宇治市で業務している事業者からその実践事例の発表をお聞きます。 の事例では、宇治市に唯一存在する通院乗降介助提供事業所である、ヘルパーステーションもみじさんから、制度の理解と実践事例をお聞きます。 の事例では、医療依存度が高い利用者へのサービス提供実践事例および訪問入浴の介入開始のタイミングなどをお聞きます。 の事例では、医療依存度が高い利用者への訪問介護実践において、医療との連携を密に取りながら実践した事例をお聞きます。 なお、発表後に各発表者との交流時間を設け、自由な意見交換の時間を確保し、市域サービス事業所間のつながりを深めるよう企画しています。	ヘルパーステーションもみじ 田中 ちはる氏 バナソニックエイジフリーケアセンター 宇治・訪問入浴 (発表者調整中) 調整中	2月13日(木) 13:30～16:30	宇治市 生涯学習センター 第1ホール
	コミュニケーション力UP研修 10 『報・連・相』に大切な、コミュニケーションマインドを鍛えよう！	昨年度の介護職の利殖理由を介護労働実態調査で確認したところ、昨年度の離職理由第一位は『職場の人間関係に問題があったため』と把握しました。 人間関係の問題を解決するために必要なのは、スキル？マインド？ 自分自身の問題？職場または同僚の問題？わかりづらいし、しんどくなってからでは、冷静に考えることも難しくなりますよね。 今回、心理学用語『メンタライゼーション』をキーワードに職務をスムーズに遂行し、人間関係を円滑に構築することによる、あなたにとってのメリットを学び、業務における『報・連・相』の工夫について学ぶ機会を確保しました。 職場に風を流しながら、自分自身もそこそ居心地よく、それでいて組織も強くする『連携力アップ』について一緒に学んでみませんか？	安東医院 臨床心理士/認定心理士 工藤 悠世 氏	3月10日(月) 13:30～16:30	あんしん館 大会議室

【お知らせ】 上記研修に対する申込の対象は、『宇治市に所在する全介護保険サービス事業所に従事する職員』です。

【お知らせ】 申し込み締め切り後、空席が確認された場合、その他種別及び市外の介護従事者等の参加が可能となる場合があります。希望者は介護労働安定センターへお申し込みください。なお、一般の方は参加できません。